

中小企業の事業再生等に関するガイドラインに定める「第三者支援専門家」  
候補者リストへの登録に関するご案内

中小企業活性化全国本部（以下「全国本部」といいます。）を置く当機構は、令和4年3月4日に公表されました「事業再生等に関するガイドライン」（中小企業の事業再生等に関する研究会（事務局：一般社団法人全国銀行協会）。以下「ガイドライン」といいます。）における「第三者支援専門家」候補者リストを公表し、随時、「第三者支援専門家」リストの更新を行っております。

ガイドラインの「第三者支援専門家」の認定要件に該当し、リストへの掲載を希望される方は、機構（全国本部）宛に登録申請書を送付ください。なお、全国本部にて金融支援の区分に従った認定要件を充足しているか否かを確認のうえリストへの掲載の可否を判断いたします。

記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1. ガイドライン | 下記 URL にて公開(QR コードからもアクセスできます)<br><a href="https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news340304.pdf">https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news340304.pdf</a> |
| 2. 認定要件   | 別記のとおり  |
| 3. 登録申請書式 | 別紙のとおり  |



以上

お問い合わせ・申請先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

中小企業活性化全国本部事務局（事業再生支援課）田中、池田  
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

e-mail [zenkokuhonbu@smrj.go.jp](mailto:zenkokuhonbu@smrj.go.jp)

Tel. 03-5470-1477

## 1. 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに係る「第三者支援専門家」の認定要件

金融支援の区分	認定要件 (「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&Aより)
債務減免等 及び 債務返済猶予	①平成28年4月以降に中小企業活性化協議会（旧称「中小企業再生支援協議会」。以下同じ。）において債権放棄案件における調査報告書の作成経験(※1)が2件以上あり、全国本部が確認した者 又は ②本手続に基づく第三者支援専門家補佐人（全国本部が作成したリストから選任された第三者支援専門家によって選任された者に限る）の経験が3件以上あり、全国本部が確認した者
債務返済猶予	①平成28年4月以降に、常勤として中小企業活性化協議会において統括責任者／統括責任者補佐経験が2年以上あり、全国本部が確認した者(※2) 又は ②平成28年4月以降に、常勤として全国本部の事業再生プロジェクトマネージャー経験が2年以上あり、全国本部が確認した者(※2) 又は ③本手続に基づく第三者支援専門家補佐人（全国本部が作成したリストから選任された第三者支援専門家によって選任された者に限る）の経験が3件以上あり、全国本部が確認した者

※1 認定要件である「調査報告書の作成経験」は、弁護士においては再生計画案にかかる調査報告書の作成経験を意味し、公認会計士等においてはデューデリジェンスの検証にかかる調査報告書の作成経験を意味しています。なお、ご自身のお名前の記載・捺印のある調査報告書に限ります。

※2 既に中小企業活性化協議会或いは全国本部での常勤勤務が終了しており、第三者支援専門家としての対応が可能な者。

## 2. 申請方法

登録申請書に必要事項を記入のうえ、メールにて次の送付先へ送付ください。

登録申請書の送付先

e-mail zenkokuhonbu@smrj.go.jp

独立行政法人中小企業基盤整備機構

中小企業活性化全国本部事務局（事業再生支援課）田中、池田

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

### 3. 公表内容

- (1) 必須 ①氏名、②所在地都道府県
- (2) 任意 ③勤務先又は事務所名（自宅の場合を含む）、④電話番号、⑤事務所住所、⑥メールアドレス、⑦勤務先又は事務所ホームページ URL

### 4. 登録可否の通知

中小企業活性化全国本部にて申請書の内容を認定要件に照らして、登録可否を通知します。

### 5. 全国本部への報告

今後、第三者支援専門家候補者を円滑に掲載していくため、リスト掲載元である全国本部へ以下のご報告をお願いします。

- (1) 個別事案における第三者支援専門家に就任する際、①受任した案件における中小企業者の所在都道府県、②その他の第三者支援専門家の氏名及び選定した補佐人氏名を報告すること（ただし、当該第三者支援専門家が実務家協会及び全国本部双方の第三者支援専門家候補者リストに掲載されている場合には、双方に報告すること。）。
- (2) 第三者支援専門家は全国本部に対し、手続き実施中に新たに第三者支援専門家や補佐人を追加した場合、報告すること。
- (3) 第三者支援専門家は全国本部に対し、個別案件終了時に案件が終了した旨を報告すること。

### 6. 公表機関

候補者リストの公表は、当機構及び一般社団法人事業再生実務家協会が行います。双方の認定要件に該当する場合、どちらか又はどちらにも掲載を希望できます。

以上